



## 令和3年度 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会の 自主事業について

本会では、『ともに生き、ともに支え合う福祉社会の実現』を目指し、行政や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉施設・団体、ボランティア・NPOなど関係機関・施設・団体等との協働により、福祉のまちづくりに向けた幅広い取組みを進めています。

皆様からいただきました貴重なご寄付をもとに、多様な福祉・生活課題の解決や福祉サービスの向上等を目的とした事業を展開しておりますので、以下のとおりご紹介いたします。

### 1. 身近な地域における総合相談体制の構築による包括的な支援の提供のために

#### (1) 地域総合福祉推進事業ケアネット支援事業

地域には、健康や生活に不安のある方、介護・子育てに悩んでいる方、孤独を感じている方など、様々な生活・福祉課題を抱えて生活している方がいます。

本会では、そのような支援を必要とする方々に対し、住民の主体的な見守りや支え合い活動と医療・保健・福祉等の専門職の連携によって地域生活を支える『ケアネット活動(ふれあいコミュニティ・ケアネット21)』を進めています。

この活動に対し、アドバイザー派遣や地域リーダーの養成、コーディネーターの研修、定期的な評価等を行うことで、より一層効果的な活動の推進を図ります。

#### (2) 生活困窮者自立支援対策推進事業

『生活困窮者自立支援制度』の対象となる方々の多くは、地域から孤立していたり、制度の狭間におかれていたりしている状況にあって、複合的な生活課題を抱えていることが少なくありません。この制度が十分に機能し、真の自立につなげていくためには、地域の社会資源の活用や掘り起こし、本人を支えるネットワークづくり等が大変重要になります。

あわせて、社会福祉協議会が従来から実施している生活福祉資金の貸付や金銭管理のサポート、日常的な見守り支援活動等との連携や効果的活用も必要です。

これらのことから、県内の自立相談支援機関の相談員や市町村社会福祉協議会職員を対象に、事業運営上の課題共有や情報交換、実事例をもとにした具体的な支援方策を検討するための研修等を行うことで、相談支援機能の充実強化を図ります。

### **(3) 市町村における包括的支援体制の推進支援**

社会福祉法の改正により、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制を構築することが求められています。

そのため、市町村社会福祉協議会がその中核的役割を担い、様々な専門職や地域との協働の場づくりを進めることで、総合的な相談支援体制の強化を図られるよう、モデル指定を行うとともに、『生活のしづらさを支える地域づくりのためのシンポジウム』を開催するなど、必要な知識や考え方、技術等を習得するための支援を行います。

### **(4) 市町村社会福祉協議会 役職員研修・支援事業**

市町村社会福祉協議会職員の体系的研修(新任職員、中堅職員、事務局長研修)を通じて、地域の課題を総合的に把握するために職種を超えて学び合う場づくりや組織を牽引する人材の育成を行い、社会福祉協議会活動の実践や総合相談・生活支援機能の強化を図ります。

また、『地域共生社会』の実現に向けた制度改革等に適切に対応し、社会福祉協議会活動の活性化を図ります。

### **(5) 福祉団体育成・支援事業**

在宅心身障がい児の通園訓練事業や福祉関係団体の各種研修、指導者養成事業等に対して助成を行い、福祉関係団体と連携・協働しながら、地域全体の福祉向上を図ります。

## **2. 地域福祉推進の基盤強化のために**

県民の期待に応える地域福祉活動を展開するため、市町村社会福祉協議会会長会議や事務局長会議、社会福祉施設・団体正副会長連絡会議等の連絡調整会議や、福祉関係団体が一堂に会する『県社会福祉大会』を開催し、社会福祉の諸情勢について理解を深め、社会福祉事業の振興を図ります。

また、令和4年度から8年度を計画期間とする『第5次 富山県社会福祉協議会 活動推進計画』を新たに策定し、関係機関・団体等と連携・協働して地域福祉の推進を図ります。